

## 「お取引状況のお知らせ」の見方(個人型用)

### 1. 「お取引状況のお知らせ」とは

今回基準日時点の「個人別管理資産残高(年金資産)」と、前回基準日の翌日から今回基準日までのお取引の状況をお知らせする帳票です。確定拠出年金法により、年1回以上通知することが決められています。

### 2. 作成時期

ご加入の規約で定められている「作成基準月」の翌月初に JIS&T にて作成致します。

なお、制度脱退された場合、もしくは、個人型年金内における運営管理機関変更や1運営管理機関で複数のプランを扱っている場合におけるプラン変更を行った場合は「作成基準月」にかかわらず、脱退された翌月初、あるいは運営管理機関変更及びプラン変更に伴う移換処理が完了した月の翌月にも作成致します。

### 3. 配付方法

JIS&T から、加入者様をご登録いただいているご自宅住所へ郵送致します。

作成日 2017. 1. 10  
ページ No. 1 / 8

999-9999  
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN  
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

**確定拠出年金お取引状況のお知らせ**

運営管理機関  
確定拠出年金サービス金融機関  
契約名/契約番号 99999999  
〇〇金融機関個人型年金プラン  
加入者口座番号 1234567890  
記録関連運営管理機関  
JIS&T 日本インベスティブソリューションズ・テクノロジー株式会社  
[略称: JIS&T (ジース・アンド・ティ)]  
お問い合わせ先 XXX-XXX-XXXX  
〇〇金融機関株式会社  
カスタマーセンター

確定 太郎 様  
1234567



mmd dDK1P0400-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
あなた様の今回基準日時点の年金資産評価額と2016年 1月 1日から2016年12月31日までのお取引状況をご報告いたします。なお、ご不明の点等ございましたら、上記の「お問い合わせ」までご連絡ください。

今回基準日 2016年12月31日 前回基準日 2015年12月31日

1. 今回基準日時点の年金資産状況



運用金額の内訳

掛金額(定時拠出)	+	受換金額	-	給付金額・移換金額	-	手数料
190,494円	+	950,000円	-	25,662円	-	13,714円

2. 年金資産評価額の内訳 (上位5商品を個別表示し、それ以外の商品および待機資金は「その他商品合計」に合算表示します。)

商品番号	商品名	割合	時価評価額
006	D C 定期 5年	85%	982,000円
001	D C 投資信託	4%	48,833円
002	D C 定期 3年	3%	38,000円
004	D C G I C	3%	34,920円 ※
003	D C 定期 1年	3%	34,920円 ※
	その他商品合計	1%	10,000円

※時価評価額は基準日時点で売却を行った場合の金額を表示しております。当該商品については満期まで保有した場合の金額を次ページ以降に記載しておりますのでご参照ください。

①評価損益

年金資産評価額: 基準日時点で運用商品の売却を行った場合の金額(時価評価額)、待機資金及び運用の指図が行われていない資産(未指図資産)の合計額です。

商品によっては売却時に掛かる解約手数料等を差引いた額を使用しているため、時価評価額が元本を下回って表示される場合がありますのでご注意ください。商品個別の時価評価額については次ページ以降をご参照ください。

待機資金: 基準日時点で取引が完了していない資金等です。待機資金は年金資産評価額に含まれます。

未指図資産: 基準日時点で運用の指図が行われていないため、現金等として管理されている資金です。

未指図資産は年金資産評価額に含まれます。

運用金額: 現在の確定拠出年金制度に拠出された金額です。給付を受けられている方は給付金額を減算しています。

評価損益: 基準日時点における年金資産全体での「運用利益(プラス)」「又は」「運用損失(マイナス)」を表しています。

●運用金額の内訳

掛金額(定時拠出): 現在の確定拠出年金制度に掛金として拠出された金額の累計です。

受換金額: 転職等により、他の確定拠出年金制度又は他の企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産です。

給付金額: 給付金額は一時金および年金としてお支払いした金額(税込)の累計です。

移換金額: 転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度や他の企業年金制度等に移された年金資産です。

手数料: 毎月の掛金額等からあなた様が負担された事務費等の金額の累計です。

②年金資産評価額の内訳

今回基準日時点の商品毎の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。

なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

-次ページへつづく-



mmd dDK1P0400-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX-XXXXXXXX

①今回基準日

当該日付時点を基準として本帳票を作成します。

②運用金額

運用金額は「掛金額(定時拠出)」+「受換金額」-「給付金額・移換金額」-「手数料」で計算します。

③評価損益

基準日時点における年金資産全体での運用利益(プラス)または運用損失(マイナス)を表示しています。

④掛金額(定時拠出)

当制度において、これまでに拠出した掛金額の累計を表示しています。

⑤受換金額

転職等により、他の確定拠出年金制度および企業年金制度等から現在の確定拠出年金制度に移された年金資産の金額の合計を表示しています。

⑥給付金額・移換金額

給付金額は一時金および年金として受け取られた金額を表示しています。移換金額は転職等により、現在の確定拠出年金制度から他の確定拠出年金制度に移される年金資産の金額を表示しています。(移換金額には事業主返還金額を含みます)

⑦手数料

拠出した掛金等から加入者が負担した事務費等の合計金額を表示しています。事業主負担分は含まれません。

⑧年金資産評価額の内訳

今回基準日時点の商品毎の時価評価額が年金資産評価額に占める割合をグラフ表示しています。なお、「割合」に関しては、小数点以下を四捨五入した数値を表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

作成日 2017. 1. 10  
A-7 No. 2 / 8

←前ページからのつづき→

- ◆「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」について  
このお知らせは、確定拠出年金法律7号により定められている「個人別管理資産の通知」にあたるもので、あなた様が入力されている確定拠出年金規約に基づきお送りさせていただきます。
- ◆「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」の見方について  
このお知らせに表示される各項目とその見方は以下のとおりです。対象のデータがない場合は、項目が表示されない場合があります。  
2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳…保有されている運用商品等の今回基準日時点の残高、時価評価額を表示しています。  
3. 前回基準日時点の年金資産評価額の内訳…保有されている運用商品等の前回基準日時点の残高、時価評価額を表示しています。前回の送付した方のみ表示しています。  
時価単価を用いて時価評価額を計算する商品の計算方法：(時価評価額) = (残高) × (時価単価) ÷ (時価単価の単位)  
確定年金・終身年金の内訳…確定年金・終身年金の今回基準日時点および前回基準日時点の年金年額と管理資産額等をご確認いただけます。確定年金・終身年金を保有されている方のみ表示しています。なお、確定年金・終身年金は年金資産評価額に含めておりません。
- 4. お取引の明細…対象期間中の各商品毎のお取引内容をご確認いただけます。時価単価は基準日の属する月の最終営業日の時価単価を表示しています。  
約定日：注文が執行され運用商品等の売買が成立した日を表示しています。  
受渡日：約定された売買について、資金と運用商品等の決済（受け渡し）が行われた日を表示しています。
- 5. 運用金額の内訳  
掛金額(定時拠出)の明細：対象期間中に拠出された掛金額及び拠出の対象となる期間を表示しています。  
対象期間中に拠出がある方のみ表示します。  
企業年金制度等からの受換の履歴：対象期間中に確定拠出年金制度以外の企業年金制度等での脱退一時金相当額等を確定拠出年金制度に移し換えた方のみ表示します。  
手数料の明細：対象期間中にあなたが負担されたまたは今後収納予定の手数料がある場合のみ表示します。  
手数料のうち「収納予定」欄に記載されたものは、次回の掛金、給付金または運用商品等の売却のいずれかにより収納させていただきます（これらの収納方法以外に確定拠出年金制度外で請求することはございません）。  
運用商品等の売却による手数料収納は年1回2月中旬頃に行われ、その取引明細は次回の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」の4. お取引の明細欄に「手数料収納」として記載されます。また、その取引明細はインターネットサービスおよびコールセンターサービスの「取引履歴照会」でもご確認いただけます。
- 6. 商品別配分変更の履歴  
掛金額(定時拠出)：対象期間中に拠出された掛金で商品購入が行われた方のみ、その配分を表示します。  
なお、掛金(定時拠出)以外による購入取引(確定拠出年金制度や他の企業年金制度からの移換等)についての商品別配分の指定がない場合には、掛金(定時拠出)の配分により商品が購入される場合があります。
- 7. 給付の履歴…対象期間中に一時金および年金のお支払いが行われた方のみ、そのお支払金額(税込)を表示します。
- 8. 今回基準日時点の通算加入者等期間 および確定拠出年金制度に係る資格取得、喪失の履歴  
今回基準日時点の老齢給付金の請求要件に係る期間(通算加入者等期間)と、その内訳となる期間のうち確定拠出年金制度に係る年月日(確定拠出年金制度の加入者・運用指図者の資格取得年月日、資格喪失年月日)を表示しています。

2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳



商品番号 商品名	商品種類	掛金(定時拠出) の商品別配分	残高 時価単価 時価単価の単位	時価評価額
001	オープン型投信等 DC投資信託	20%	48,833口 10,000円 10,000円	48,833円
002	定期預金 DC定期 3年	20%	982,000円 -	982,000円
003	定期預金 DC定期 1年	20%	36,000円 -	34,920円 (37,800円)
004	GIC DC GIC	20%	36,000円 -	34,920円 (37,800円) 注：下段注意文言参照
006	定期預金 DC定期 5年	20%	38,000円 -	38,000円

時価評価額合計	1,138,673円
待機資金	10,000円
未納手数料(収納予定手数料)	100円
<b>年金資産評価額</b>	<b>1,148,573円</b>

待機資金：基準日時点で取引が完了していない資金等を表示します。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
金融債、GIC、積立傷害保険の時価評価額は2段表示とし、上段は「基準日時点で売却を行った場合の金額(時価評価額)」、下段の( )は参考値として「満期まで保有した場合の金額(予想額)(注)」を表示しています。なお、これらの商品を満期前に売却する場合、元本を下回る場合があります。  
(注)金融債の( )については、価額調整金控除前の残高を表示しています。  
(注)GICの( )は、利率更改直前まで保有する場合、および(分割払年金を除く)給付・移換で売却する場合における時価基準日時点での金額を表示しています。  
GICとは、保険会社が元本確保商品として提供する利率保証型の積立生命保険をいいます。



←次ページへつづき→  
mm d d R I P 0 4 0 0 - X X X X X X X X - X X / X X - X X X X X X X X - X X X X X X X X

⑨ 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳

・「待機資金」

【お取引状況のお知らせ】の作成基準日に取引が完了していないものがある場合、当該取引に係る資金を待機資金として区分表示します。

例)入金、発注は完了しているが、商品提供機関からの取引報告がJIS&Tに未着の場合など。

・「未納手数料(収納予定手数料)」

月次手数料が加入者の負担となっている場合で、記録関連運営管理機関、運用関連運営管理機関および資産管理機関が今後収納予定の手数料がある場合に表示します。

・「未指図資産」

毎月の掛金や他の確定拠出年金制度から移された資産等に対し商品別配分変更を行っていない等の場合、資産を未指図資産(運用が行われない現金相当の資産)として表示します。未指図資産のままでは運用が行われず、運用指図により生じる利益を得られない可能性もございますので、ご自身の判断で運用の指図を行ってください。

※JIS&Tでの管理上、未指図資産はダミー商品(商品番号 999、商品種類を空白)として表示します。

・「年金資産評価額」

時価評価額合計に待機資産を加え、未納手数料を減じた金額を表示します。

・「欄外」

該当事項がある場合に表示します。

商品説明の詳細については、運用関連運営管理機関に照会してください。

作成日 2017. 1. 10  
ページ No. 3 / 8

⑩ ⑨ 前回基準日時点の年金資産評価額の内訳

商品番号 商品名	商品種類	掛金(定時拠出) の商品別配分	残高 時価単価 時価単価の単位	時価評価額
001	オープン型投信等 DC投資信託	30%	36,500円 10,000円 10,000円	36,500円
002	定期預金 DC定期 3年	0%	1,000,000円 -	1,000,000円
003	定期預金 DC定期 1年	20%	24,000円 -	23,280円 (25,200円)
004	GIC DC GIC	20%	24,000円 -	23,280円 (25,200円) 注: 下段注意文言参照
006	定期預金 DC定期 5年	30%	36,000円 -	36,000円
時価評価額合計				1,119,060円
待機資金				0円
未納手数料				100円
年金資産評価額				1,118,960円

待機資金: 基準日時点で取引が完了していない資金等を表示します。待機資金は年金資産評価額に含まれます。  
金庫債、GIC、積立傷害保険の時価評価額は2段階表示とし、上段は「基準日時点で売却を行った場合の金額(時価評価額)」、下段の( )は参考値として「満期まで保有した場合の金額(予想額)(注)」を表示しています。なお、これらの商品を満期前に売却する場合、元本を下回る場合があります。  
(注) 金庫債の( )については、価額調整金控除前の残高を表示しています。  
(注) GICの( )は、利率更改直前まで保有する場合、および(分割払年金を除く)給付・移換で売却する場合における時価基準日時点での金額を表示しています。  
GICとは、保険会社が元本確保商品として提供する利率保証型の積立生命保険をいいます。

⑩ ⑨ 前回基準日時点の年金資産評価額の内訳

各項目については「⑨今回基準日時点の年金資産評価額の内訳」と同様です。

作成日 2019. 1. 11  
ページ No. 4 / 8

⑪ ⑩ 確定年金・終身年金の内訳

商品番号 商品名	商品種類	前回基準日時点 年金年額 管理資産額	今回基準日時点 年金年額 管理資産額	年金開始年月日 保証・確定期間
011	終身年金 DC終身年金	10,000円 -	10,000円 -	2018年 6月 20日 10年
012	確定年金 DC確定年金	12,000円 180,000円	12,000円 168,000円	2018年 7月 1日 15年
年金個人別管理資産額		180,000円	168,000円	

確定年金の管理資産額については、残余支払期間における予定受取年金額合計を表示しております。  
終身年金の管理資産額については、残余支払期間が未確定であるため、表示しておりません。

当ページは加入者等が確定年金、終身年金を保有している場合にのみ表示されます。

他のページの数字と関連はありません。

⑪ ⑩ 確定年金・終身年金の内訳

確定年金の管理資産額については、残余支払期間における予定受取年金額合計を表示しています。また、終身年金の管理資産額については、残余期間が未確定であるため表示していません。

作成日 2017. 1. 10  
ページ No. 5 / 8

← 前ページからのつづき

4. お取引の明細

⑫

商品番号	001	商品名	DC投資信託	約定単価の単位	10,000口
前回残高	36,500口			時価評価額	36,500円
				時価単価	10,000円

約定日 受渡日	取引区分 (運用指図日)	購入	売却	約定単価 精算金額
1月14日	定時拠出	2,000口		10,000円
1月15日				2,000円
2月14日	定時拠出	2,111口		9,475円
2月15日				2,000円
3月14日	定時拠出	2,111口		9,475円
3月15日				2,000円
4月15日	定時拠出	2,055口		9,733円
4月16日				2,000円
5月14日	定時拠出	2,056口		9,731円
5月15日				2,000円
6月15日	定時拠出	2,000口		10,000円
6月16日				2,000円

小計	12,333口				
今回残高	48,833口			時価評価額	43,833円
〔今回残高=前回残高+小計(購入数量-売却数量)〕				時価単価	10,000円

商品番号	999	商品名	未指図資産	約定単価の単位	-
前回残高	1,000,000円			時価評価額	1,000,000円
				時価単価	-

約定日 受渡日	取引区分 (運用指図日)	購入	売却	約定単価 精算金額
1月15日	定時拠出	2,000円		2,000円
1月15日				2,000円
2月15日	定時拠出	2,000円		2,000円
2月15日				2,000円
3月15日	定時拠出	2,000円		2,000円
3月15日				2,000円
4月16日	定時拠出	2,000円		2,000円
4月16日				2,000円
5月15日	定時拠出	2,000円		2,000円
5月15日				2,000円
6月16日	定時拠出	2,000円		2,000円
6月16日				2,000円
11月3日	老齢年金		15,000円	15,000円
11月3日				15,000円
12月3日	老齢年金		15,000円	15,000円
12月3日				15,000円

小計	12,000円			30,000円	
今回残高	982,000円			時価評価額	982,000円
〔今回残高=前回残高+小計(購入数量-売却数量)〕				時価単価	-

← 次ページへつづく

m m d d D K I P 0 4 0 0 - X X X X X X X X - X X / X X - X X X X X X X X - X X X X X X X X



⑫お取引の明細

・「約定日」

商品提供機関が発注を受け、売買契約が成立したことを JIS&T に通知した日を表示します。

・「受渡日」

商品購入・売却取引の資金決済がなされた日を表示します。

・「取引区分」

取引の内容を表示します。

「定時拠出」

拠出した掛金による購入取引です。

「スイッチング」

商品間の預替えによる取引です。

※その他、「自動継続」、「還付」、「移換」などがあります。

・「運用指図日」

加入者等がコールセンター&インターネットサービス等によりスイッチング(商品売却・購入指図)を行った日を表示します。(商品除外に伴い JIS&T にてスイッチング(商品売却・購入指図)を行った場合は、JIS&T におけるスイッチング登録日を表示します)

・「\*振替購入」

購入制限条件付き商品を運用商品に登録されているご契約で、①購入制限により振替購入商品を購入した場合、②購入制限により振替された資金と、加入者等が自ら振替購入商品を購入指定した資金を合算(合算処理は、自動的に行われます。)して購入した場合、③購入制限条件付き商品の利息配当金および満期償還金により利配購入および自継購入する際に、購入制限により、振替購入商品を購入した場合のみ、振替購入商品の「購入」欄下段に表示します。また、当該文言が一つでも表示された場合、「お取引の明細」の最後に「\*振替購入取引」について「\*振替購入」と印字された取引には、購入年齢制限付き商品の購入予定分からの振替購入を含みます。」と説明文言を表示します。

・「\*除外等による購入」「\*除外等による売却」

保有商品の商品除外(※)により JIS&T が加入者等に代わり除外商品をスイッチング売却し別商品をスイッチング購入した場合、「購入」欄下段・「売却」欄下段に表示します。

※運用関連運営管理機関等により加入者等に提示された商品が、提示の対象から外れることを、商品除外または単に除外といいます。

・「\*除外等による振替購入」

保有商品の商品除外により JIS&T が加入者等に代わり除外商品をスイッチング売却し購入年齢制限付き商品の振替商品をスイッチング購入した場合「購入」欄下段に表示します。

※「⑫お取引の明細」の最後に出力される説明文言について

以下、手数料収納がある場合に、「お取引の明細」の最後に出力される説明文言

「手数料収納」…収納予定となっておりました運営管理機関月次手数料や資産管理機関月次手数料（以下、「手数料」といいます。）を収納させていただくために、年金資産の一部または全部を取り崩す（運用商品を売却する）取引のことをいいます。売却処理の手続上、運用商品の売却が一度で完了しない場合や調整として確定拠出年金規約に定められた商品を購入する場合があります。

【補足説明】

- (1) 上記手数料につきましては、月々の掛金の拠出時に収納させていただいております。一方、掛金の拠出がなく、結果として当該手数料を控除することができなかった場合には、次回の掛金拠出時あるいは、年1回定期的に年金資産の一部または全部を取り崩す（運用商品を売却する）ことで収納させていただく取扱いとさせていただきます。
- (2) 上記「手数料収納」のお手続き中に「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」が作成されますと< 4. お取引の明細>欄に「手数料収納」が表示されても、< 5. 運用金額の内訳－手数料の明細>欄に当該取引による収納済が表示されません。この取引によって収納された手数料につきましては、次回の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」の< 5. 運用金額の内訳－手数料の明細>欄に収納済として表示します。

以下、振替購入取引がある場合に、「お取引の明細」の最後に出力される説明文言

「振替購入取引」について

「\*振替購入」と印字された取引には、購入年齢制限付き商品の購入予定分からの振替購入を含みます。

以下、商品除外により商品をスイッチング購入・売却した場合に、「お取引の明細」の最後に出力される説明文言

「除外等による購入取引」について

「\*除外等による購入」と印字された取引は、商品除外等により商品を売却し、別の商品を購入するスイッチング購入を含みます。

「除外等による売却取引」について

「\*除外等による売却」と印字された取引は、商品除外等による売却を含みます。

以下、商品除外により購入年齢制限付き商品の振替商品を購入した場合に、「お取引の明細」の最後に出力される説明文言

「除外等による振替購入取引」について

「\*除外等による振替購入」と印字された取引は、商品除外等により商品を売却し、購入年齢制限付き商品を購入するスイッチング購入予定分からの振替購入を含みます。

以下、「\*除外等による購入」「\*除外等による振替購入」「\*除外等による売却」のいずれかの説明文言が表示される場合に併せて表示される説明文言

【補足説明】

運用関連運営管理機関等により加入者等に提示された商品が、提示の対象から外れることを、商品除外または単に除外といいます。



「iDeCo+」をご利用したことがない場合の例（掛金を毎月拠出する場合）

作成日 2019-1-11  
ページ 6 / 8

⑬ 運用金額

●掛金額（定時拠出）の明細

拠出日	掛金額	拠出区分期間（拠出の対象となる期間）
2018年1月15日	10,583円	2017年12月分掛金
2018年2月14日	10,583円	2018年1月分掛金
2018年3月14日	10,583円	2018年2月分掛金
2018年4月11日	10,583円	2018年3月分掛金
2018年5月17日	10,583円	2018年4月分掛金
2018年6月13日	10,583円	2018年5月分掛金
合計	63,498円	

各月の掛金の拠出者は、加入者様ご本人となります。

12月（通常は26日）に引き落とされた掛金は、国民年金基金連合会への納付が翌年1月となるため、次の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」に記載されます。拠出区分期間には、国民年金基金連合会から通知された内容を表示しています。

●企業年金制度等からの受換の履歴

受換日	移換元制度の名称	受換金額	加入者等期間算入期間
2018年5月25日	厚生年金基金	30,000円	3年10ヶ月

加入者等期間算入期間：確定拠出年金制度以外の企業年金制度等での脱退一時金相当額を確定拠出年金制度に移し換えるときに、今回対象期間中に移換元から通知された加入者期間のうち、確定拠出年金制度の加入者期間に算入できる年月を表示しています。

●手数料の明細

対象月	名称	手数料	（うち収納済 収納予定）	収納日
2018年1月	国民年金基金連合会 月次手数料	103円	（ 103円 0円）	1月13日
2018年1月	運用関連管理機関 月次手数料	432円	（ 432円 0円）	1月13日
2018年1月	事務委託先金融機関 月次手数料	64円	（ 64円 0円）	1月13日
2018年2月	国民年金基金連合会 月次手数料	103円	（ 103円 0円）	2月13日
2018年2月	運用関連管理機関 月次手数料	432円	（ 432円 0円）	2月13日
2018年2月	事務委託先金融機関 月次手数料	64円	（ 64円 0円）	2月13日
合計		7,836円	（ 7,836円 0円）	

このついた金額は、個人別管理資産取崩により収納予定手数料を収納した金額になります。  
手数料のうち「収納予定」欄に記載されたものは、次回の掛金、給付金または運用商品等の売却のいずれかにより収納させていただきます。  
これらの収納方法以外に確定拠出年金制度等で請求することはございません。

⑬運用金額

●「掛金額（定時拠出）の明細」

対象期間中の掛金額を表示します。「年月日」には資産管理機関へ入金された日を表示します。

「iDeCo+」(※)をご利用している方、あるいは過去にご利用した事がある方の場合は、掛金額の内訳・掛金額累計の内訳・事業主掛金の拠出者名称等の情報を表示します。

※一定の条件を満たすことで事業主が個人型確定拠出年金へ加入している従業員に対し、加入者が拠出する掛金に加え事業主が掛金を拠出する事ができます。

●「企業年金制度等からの受換の履歴」

企業年金制度等での脱退一時金相当額を確定拠出年金に移し換えたときの移換金額および加入者等期間に算入された期間を表示します。

・「移換元制度の名称」

どの制度から確定拠出年金に移換されてきたかを下記のとおり表示します。

厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会

・「加入者等期間算入期間」

企業年金制度等をもとに通算加入者等期間に算入された期間(確定拠出年金法74条の2の2項)を表示します。年金給付裁定時に必要な加入者等の期間には移換金額に対応した当該期間を加えることができます。

●「手数料の明細」

対象期間中に収納された手数料および対象期間中に発生した未納手数料について表示します。手数料(制度運営費)が事業主負担の場合は表示されません。

国民年金基金連合会が徴収する収納手数料は拠出の都度、徴収されます。本手数料が徴収された場合、「国民年金基金連合会 月次手数料」と表示します。

「iDeCo+」をご利用したことがある場合の例（掛金を毎月拠出する場合）

⑬ 運用金額

●掛金額（定時拠出）の明細

拠出日	事業主掛金額	加入者掛金額	掛金額	拠出区分期間（拠出の対象となる期間） 事業主掛金拠出者（事業主名称）
2018年1月15日	5,583円	10,583円	16,166円	2017年12月分掛金 ●●事業所
2018年2月14日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年1月分掛金 ●●事業所
2018年3月14日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年2月分掛金 ●●事業所
2018年4月11日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年3月分掛金 ●●事業所
2018年5月17日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年4月分掛金 ●●事業所
2018年6月13日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年5月分掛金 ●●事業所
合計	33,498円	63,498円	96,996円	

各月の掛金の拠出者は、加入者様ご本人となります。

事業主掛金額累計	加入者掛金額累計
52,015円	98,012円

一定の条件を満たすことで事業主が個人型確定拠出年金へ加入している従業員に対し、加入者が拠出する掛金に加え事業主が掛金を拠出する事ができます。

12月（通常は26日）に引き落とされた掛金は、国民年金基金連合会への納付が翌年1月となるため、次の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」に記載されます。拠出区分期間には、国民年金基金連合会から通知された内容を表示しています。  
還付の取扱をされた場合、掛金額累計より還付対象掛金額を控除して表示しております。

「iDeCo+」をご利用したことがある場合の例（掛金を毎月拠出しない場合）

⑬ 運用金額

●掛金額（定時拠出）の明細

拠出日	事業主掛金額	加入者掛金額	掛金額	拠出区分期間（拠出の対象となる期間） 事業主掛金拠出者（事業主名称）
2018年1月14日	5,583円	10,583円	16,166円	2017年12月分掛金 ●●事業所
2018年6月14日	5,583円	10,583円	16,166円	2018年1月～2018年5月分掛金 ●●事業所
合計	11,166円	21,166円	32,332円	

各月の掛金の拠出者は、加入者様ご本人となります。

事業主掛金額累計	加入者掛金額累計
40,015円	80,012円

一定の条件を満たすことで事業主が個人型確定拠出年金へ加入している従業員に対し、加入者が拠出する掛金に加え事業主が掛金を拠出する事ができます。

12月（通常は26日）に引き落とされた掛金は、国民年金基金連合会への納付が翌年1月となるため、次の「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」に記載されます。拠出区分期間には、国民年金基金連合会から通知された内容を表示しています。  
還付の取扱をされた場合、掛金額累計より還付対象掛金額を控除して表示しております。

6. 商品別配分変更の履歴 ⑭				
●掛金額(定時拠出)				
配分変更日	商品番号	商品名	配分	
2016年1月5日	001	DC投資信託	100%	
拠出された掛金により、購入する商品です。				
7. 給付の履歴 ⑮				
振込日	名称	支払金額		
2018年11月20日	老齢給付金	11,665円		
2018年12月20日	老齢給付金	13,997円		
8. 今回基準日時点の通算加入者等期間 および確定拠出年金制度に係る資格取得、喪失の履歴 ⑯				
通算加入者等期間	※通算加入者等期間の年数により老齢給付金の請求出来る時期が決まります。(詳しくは末尾の「給付の概要」 1. 老齢給付金をご覧ください。)表示されている年数数は今回基準日時点の期間となります。			
10年11ヶ月	※確定拠出年金以外の他の年金制度からの移換部分がある場合、通算加入者等期間にはその加入期間を含みます。			
契約単位区分	加入者資格取得年月日	加入者資格喪失年月日	運用指図者資格取得年月日	運用指図者資格喪失年月日
個人型	2009年 4月 1日	2015年11月30日	2015年11月30日	2017年 1月31日
<small>加入者(運用指図者)資格取得年月日:企業型あるいは個人型(「契約単位区分」に表示)の加入者(運用指図者)の資格を取得した日を表示します。 加入者(運用指図者)資格喪失年月日:企業型あるいは個人型(「契約単位区分」に表示)の加入者(運用指図者)の資格を喪失した日を表示します。 今回基準日において、移換等に伴う記録引継処理が完了の場合、記録関連業務管理機関(JIS&amp;T)の当該処理が完了するまでは本加入者口票の期間情報のみが表示されます。加入者(運用指図者)資格取得年月日及び加入者(運用指図者)資格喪失年月日の欄に、加入期間が重複する日付が表示されている場合がありますが、通算加入者等期間は重複計上されないよう、法令に限り適切に計算されております。</small>				
-次ページへつづく-				
mmddDKIP0400-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX-XXXXXXXX				

## ⑭商品別配分変更の履歴

### ●「掛金額(定時拠出)」

掛金(定時拠出)により購入された商品の配分を表示します。「⑬運用金額」の「●掛金額(定時拠出)の明細」が1件も表示されていない場合、本項目は表示されません。

## ⑮給付の履歴

対象期間中にお支払いした一時金および年金のお支払金額を表示しています。

## ⑯今回基準日時点の通算加入者等期間 および資格取得、喪失の履歴

### ・「通算加入者等期間」

今回基準日時点の老齢給付金の請求要件に係る期間(確定拠出年金法33条2項)を表示します。

### ※脱退一時金請求をされた方へのご留意事項

確定拠出年金法に従い脱退一時金を受給された場合、受給した月の前月までの期間は通算加入者等期間に含めないこととされております。

ただし、脱退一時金受給に伴って制度脱退された場合にお送りする「お取引状況のお知らせ」には、上記期間を含めて表示しておりますのでご留意ください。

### ※確定給付企業年金へ移換手続きをされた方へのご留意事項

確定拠出年金から確定給付企業年金へ移換手続きをされた場合、移換した日の翌日が属する月の前月までの期間のうち、確定拠出年金(企業型および個人型)の加入者期間(掛金拠出のあった期間)と、脱退一時金相当額の移換等に伴い、確定拠出年金以外の企業年金制度等から確定拠出年金に算入された期間は通算加入者等期間に含めないこととされております。

ただし、移換に伴って制度脱退された場合に脱退された翌月にお送りする「お取引状況のお知らせ」には、上記期間を含めて表示しております。確定拠出年金に残った記録を確定拠出年金制度の別の口座に引継する場合、引継される通算加入者等期間は本通知に記載の期間より短くなる場合があります。

### ・「加入者(運用指図者)資格取得年月日」

企業型あるいは個人型(「契約単位区分」に表示)の加入者(運用指図者)の資格を取得した日を表示します。

### ・「加入者(運用指図者)資格喪失年月日」

企業型あるいは個人型(「契約単位区分」に表示)の加入者(運用指図者)の資格を喪失した日を表示します。



←前ページからのつづき→

作成日 2019. 1. 11  
ページNo. 7 / 8

【住所が変更となった場合のお手続きについて】



引越等により、国民年金基金連合会にお届出の住所が変更となりましたら、速やかに、住所変更手続きを行ってください。

(※) 本状と行き違いで、既に住所変更手続きをされている場合には、あらためてお手続きいただく必要はございません。あしからずご容赦ください。

◎ 住所変更手続きが行われない場合、以下のような問題が発生することがあります。

- ・ 給付金の受給開始年齢のご連絡ができない場合があります。その際は、受付可能となる年齢に給付金の請求ができず、給付金の受取開始が遅れてしまう可能性がありますのでご注意ください。
- ・ 運営管理機関からの通知物が届かず、制度の変更等があった場合の連絡を受けられなくなる可能性があります。

◎ 住所変更を行う場合のお手続き方法

- ・ 所定の「住所変更届」のご提出が必要となります。
- ・ 「住所変更届」の入手方法、提出方法等のお手続きの詳細につきましては、ページNo. 1に記載の「お問い合わせ先」にご確認ください。

あわせて郵便局への転居届のご提出もお願い致します。



←次ページへつづき→  
mmddDKIP0400-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX-XXXXXXXX

⑪住所が変更となった場合のお手続きについて

住所を変更された場合のご留意事項、および、お手続きに関する文言を表示します。

指定運用方法が提示されていないプランの場合の例

**【資産の形成はご自身で】** ⑱

確定拠出年金は、自己の責任において運用商品を選択し資産を運用することにより、高齢期の所得の確保を図ることを目的としており、将来の年金の受取額は、運用の成果によって異なります。

運用の指図（毎月の掛金の配分指定や積立金の預け替え（スイッチング））は、インターネットやコールセンターにて、原則毎日行うことができます（※）。運用の指図にあたっては、運用関連運営管理機関が提供する資料を確認の上、ご自身でご判断ください。

また、配分指定がないか、もしくは一部の商品に対してのみ配分指定されている場合、毎月の掛金や他の確定拠出年金から移された年金資産などは、「未指図資産」として管理されます。未指図資産のままでは運用が行われませんので、ご自身の判断で運用の指図を行ってください。

なお、規約等に定められていた「未運用指図時購入商品」により生じた運用利益や運用損失は、あなた様ご自身の判断で運用の指図を行った成果とみなされます。同商品によって運用が継続されている場合においても、ご自身の判断で運用の指図を行ってください。

※インターネットまたはコールセンターを利用して運用の指図を行う場合、加入者口座番号とそれぞれのパスワードが必要になります。

⑱ 資産の形成はご自身で

確定拠出年金における運用の指図に関する文言を表示します。

加入しているプランで指定運用方法が提示されているかについては、運用関連運営管理機関に照会してください。

指定運用方法が提示されているプランの場合の例

**【資産の形成はご自身で】** ⑱

確定拠出年金は、自己の責任において運用商品を選択し資産を運用することにより、高齢期の所得の確保を図ることを目的としており、将来の年金の受取額は、運用の成果によって異なります。

運用の指図（毎月の掛金の配分指定や積立金の預け替え（スイッチング））は、インターネットやコールセンターにて、原則毎日行うことができます（※）。運用の指図にあたっては、事業主または運用関連運営管理機関が提供する資料を確認の上、ご自身でご判断ください。

また、配分指定がないか、もしくは一部の商品に対してのみ配分指定されている場合、毎月の掛金や他の確定拠出年金から移された年金資産などは、「未指図資産」として管理されます。未指図資産のままでは運用が行われませんので、ご自身の判断で運用の指図を行ってください。

毎月の掛金の入金が行われた後、規約等で定められた一定期間（特定期間）が経過するまでに運用の指図が行われなかった加入者に対しては記録関連運営管理機関から規約等で定められた商品（指定運用方法）についての通知を送付致します。

その後、さらに規約等で定められた一定期間（猶予期間）を経過するまでに配分指定がないか、もしくは一部の商品に対してのみ配分指定されている状態のままである場合は、指定運用方法を選択したものと商品別配分が自動的に指定されます。この時に、未指図資産を保有している場合には、保有する未指図資産全額を指定運用方法の購入に充当致します。

なお、指定運用方法により生じた運用利益・運用損失や、規約等に定められていた「未運用指図時購入商品」により生じた運用利益・運用損失は、あなた様ご自身の判断で運用の指図を行った成果とみなされます。同商品によって運用が継続されている場合においても、ご自身の判断で運用の指図を行ってください。

※インターネットまたはコールセンターを利用して運用の指図を行う場合、加入者口座番号とそれぞれのパスワードが必要になります。

1) 加入者の方で個人型掛金の配分指定が行われていない  
指定運用方法が提示されているプランの場合の例

**【運用の指図をお願い致します】 ⑱**

現在、掛金(定時拠出)の商品別配分が指定されている商品がないか、もしくは商品別配分が一部の商品に対してのみ指定されております。(※)  
規約等に指定運用方法の定めがあるため、所定の期間内に商品別配分をご指定いただかない場合は、指定運用方法の自動購入が行われます。指定運用方法により生じた運用利益や運用損失は、あなた様ご自身の判断で運用の指図を行った成果とみなされます。  
(※)商品別配分が指定された運用商品が除外されたことにより、配分割合の一部もしくは全部が未指図となった場合を含みます。この場合、配分割合の一部もしくは全部に未指図資産が指定された状態となっています。

2) 加入者の方で個人型掛金の配分指定が行われていない  
指定運用方法が提示されていないプランの場合の例

**【運用の指図をお願い致します】 ⑱**

現在、掛金(定時拠出)の商品別配分が指定されている商品がないか、もしくは商品別配分が一部の商品に対してのみ指定されております。(※)  
締切りまでにご指定がない場合は、商品別配分をご指定頂けるまでの間、未指図資産として管理されます。  
(※)商品別配分が指定された運用商品が除外されたことにより、配分割合の一部もしくは全部が未指図となった場合を含みます。この場合、配分割合の一部もしくは全部に未指図資産が指定された状態となっています。

3) 加入者または運用指図者の方で 1)、2) 以外の理由で未指図資産  
の残高を保有している場合の例

**【運用の指図をお願い致します】 ⑱**

あなた様の資産には、運用の指図が行われていない資産(未指図資産)があります。  
未指図資産のままでは運用が行われませんので、運用される場合にはインターネットやコールセンターにてスイッチングによる運用の指図を行ってください。

4) 加入者または運用指図者の方で指定運用方法が商品別配分指定  
または残高に適用されている場合の例

**【運用の指図をお願い致します】 ⑱**

あなた様による運用の指図が行われなかったため、次の通り、指定運用方法による運用の指図を行ったものとみなされています。

指定運用方法による運用の指図を行ったものとみなされた年月日	運用指図	商品番号 (指定運用方法)	商品名 (指定運用方法)
2018年12月1日	定時拠出配分	001	DC定期預金(5年)
2018年12月1日	残高	001	DC定期預金(5年)

また、「2. 今回基準日時点の年金資産評価額の内訳」に表示された年金資産評価額には、指定運用方法の運用に充当された額が含まれる可能性があります。指定運用方法により生じた運用利益や運用損失は、あなた様ご自身の判断で運用の指図を行った成果とみなされます。

⑱ 運用の指図をお願い致します

確定拠出年金は、自己の責任において運用商品を選択し資産を運用することにより、高齢期の所得の確保を図ることを目的としており、将来の年金の受取額は、運用の成果によって異なります。当制度の趣旨に基づき、加入者等に運用の指図を促すための文言を表示しております。

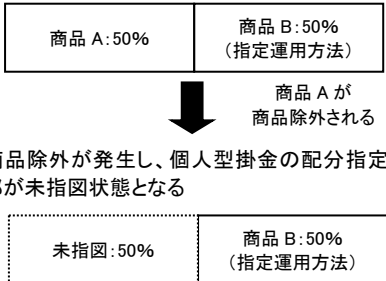
●加入者の方について  
加入者の方の利便性を考慮し、個人型掛金以外の他の入金に対する配分指定が行われていない場合、個人型掛金の配分指定を他の入金にも流用いたしますが、個人型掛金の配分指定も行われていない場合には、未指図資産として管理されます。そのため、当該取り扱いについて注意を促すための文言を表示しております。

●運用指図者の方について  
個人型掛金の配分指定を行わないまま加入者資格を喪失した等の理由で未指図資産を保有したまま運用指図者になられた場合は、JIS&Tの業務上、個人型掛金の配分指定ができません。そのため、未指図資産として管理された資産を保有している場合はスイッチングにより未指図資産の残高を元にご希望の商品を購入することができます。よって、運用指図者の方が未指図資産として管理された資産を保有している場合は、スイッチングについての文言を表示しております。

●指定運用方法が適用された方について  
配分指定が行われていない状態または未指図資産の残高を保有している状態で一定期間経過した場合、指定運用方法が自動的に適用されます。そのため、自動的に適用された商品と、その商品に運用の指図を行ったとみなされた年月日(一定期間が経過した日)を表示しております。

※指定運用方法が適用された場合、4)の案内が表示されます。この状態で1)~3)いずれかの条件を満たす場合、4)と同時に、1)~3)各々の案内が合わせて表示されます。

例) 1)と4)の案内が同時に表示されるケース  
・既に個人型掛金の配分指定に指定運用方法による運用の指図を行ったものとみなされた状態



当該ケースの場合、個人型掛金の配分指定の一部が未指図状態であるとともに、配分指定の一部に指定運用方法が適用された状態でもあるため、1)と4)の案内が同時に表示されます。

← 前ページからのつづき ←

作成日 2017. 1. 10  
ページNo. 8 / 8

給付の概要



確定拠出年金制度におきましては給付の種類はつぎの通りとなっております。

1. 老齢給付金 2. 障害給付金 3. 死亡一時金 (法律の要件を満たす場合は「4. 脱退一時金」のご請求も可能です。)
- 手続き期限までにお手続きいただけない場合は、給付金の支給を受けられないこととなりますので、必ず期限内にお手続きくださいますようお願い致します。

本通知時点で、既にお手続きいただいております場合はご容赦ください。

なお、他の年金制度への移換を行った、あるいは既に給付を受けた等で確定拠出年金の資産がなくなった方は、

1. 老齢給付金 2. 障害給付金 3. 死亡一時金 4. 脱退一時金 いずれのご請求もできません。

- 1. 老齢給付金 2. 障害給付金 3. 死亡一時金 のご請求のお手続きに関しては以下の電話番号までお問い合わせください  
記録関連運営管理機関 (J I S & T) コールセンター給付専用窓口【TEL XXX-XXX-XXXX】

1. 老齢給付金

本人年齢・通算加入者等期間の年数により以下の要件を満たした場合にご請求が可能となります。

通算加入者等期間 (注)	給付金請求できる時期 (年齢)
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1ヶ月以上	65歳から

(注) 通算加入者等期間とはつぎの期間を合算した期間のうち、60歳になられるまでの期間のことをいいます。

今回基準日時点の通算加入者等期間は(8. 今回基準日時点の通算加入者等期間 および確定拠出年金制度に係る資格取得、喪失の履歴)欄に掲載しております。

- ・企業型確定拠出年金の加入者期間および運用指図者期間
- ・個人型確定拠出年金の加入者期間および運用指図者期間

また、他の年金制度からの制度移行があった場合は、他の年金制度の加入期間も合算します。

個人型確定拠出年金にも資産をお持ちの場合は、通算加入者等期間を合算できる可能性があります。

＜脱退一時金を請求された方へ＞

本通知での通算加入者等期間は、確定拠出年金制度にご加入時の期間を表示しております。

脱退一時金を支給された場合、法令に基づき、支給した月の前月までの期間が通算加入者等期間から控除されます。

＜確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度へ資産を移換された方へ＞

本通知での通算加入者等期間は、確定拠出年金制度にご加入時の期間を表示しております。

確定給付企業年金制度へ資産を移換された場合、法令に基づき、一定の期間が通算加入者等期間から控除されます。

<ご注意事項>

- ・ご加入の規約または運営管理機関にて定められている場合には、一時金による支給も可能です。
- ・ご請求の期限は70歳の誕生日の2日前までです。必ず期限までにご請求ください。

2. 障害給付金

所定の障害状態に該当された場合、障害給付金をご請求することができます。

3. 死亡一時金

ご加入者様(運用指図者、老齢給付金・障害給付金の受給権者など、加入者であった方を含む)がお亡くなりになった場合には、そのご遺族は死亡一時金の裁定請求を行うことができます。

<ご注意事項>

- ・ご請求の期限はご加入者様がお亡くなりになってから5年以内となっております。この期間内にご請求が無い場合は死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなされます。

- 脱退一時金のご請求のお手続きに関してはページNo. 1に記載されている「お問い合わせ先」の電話番号までお問い合わせください。

4. 脱退一時金

法律に定める要件すべてを満たした場合にのみ、資産の引き出し(確定拠出年金からの脱退)が可能です。

脱退要件につきましては、確定拠出年金法附則に定められております。

②給付の概要

確定拠出年金制度における給付概要を表示します。



\*\*\* 以上 \*\*\*

mmddDKIP0100-XXXXXXXX-XX/XX-XXXXXXXX-XXXXXXXX